

主 な 内 容

第6回綿織物産地素材展開催／「中小企業白書」「小規模企業白書」公表／平成29年度補正予算「IT導入補助金」公募中／綿スフエ連等3団体監事会開催／第2回繊維産業技能実習事業協議会開催／平成29年度補正予算「事業継承補助金(後継者承継支援型～経営者交代タイプ)」公募中／EPA・TPPの動向／特許公開情報

●第6回綿織物産地素材展開催 (Japan Cotton Fabric Exhibition VI)

4月5日(木)、6日(金)の2日間、東京渋谷の文化ファッションインキュベーションにおいて、日本綿スフ織物工業組合連合会主催の「第6回綿織物産地素材展」が開催され、連合会傘下の11社が出展した。例年過去の来場者を含めたアパレル、デザイナーなどバイヤーへ当会より案内状を送付、また、各出展企業も自社の顧客に案内を行っており、今回も約130名の来場者で熱心な商談が行われた。

●「中小企業白書」「小規模企業白書」公表

中小企業庁において、「平成29年度中小企業の動向」及び「平成30年度中小企業施策(中小企業白書)」、並びに「平成29年度小規模企業の動向」及び「平成30年度小規模企業施策(小規模企業白書)」が取り纏められ公表された。

○「中小企業白書」の概要

第1部では、最近の中小企業の動向についての分析に加え、中小企業の労働生産性や経営の在り方等について分析。第2部では、第1部の分析結果を踏まえた上で、中小企業の生産性向上に向けた取組について分析。具体的には、業務プロセスの見直し、人材活用面の工夫、IT利活用、設備投資、M&Aを中心とする事業再編・統合について取り上げる。

○「小規模企業白書」の概要

第1部では、最近の小規模事業者の動向についての分析に加え、小規模事業者の労働生産性について分析。第2部では、小規模事業者の生産性向上に向けた取組について分析。具体的には業務の見直し、IT利活用、設備投資、企業間連携等について分析。第3部では、地域課題に対応しながら成長する小規模事業者やいわゆるフリーランス等の「新しい働き方」としての小規模事業者について事例を取り上げる。

○現状分析のポイント

1. 中小企業の景況感は改善傾向にある一方、大企業との生産性格差は拡大。
2. 未来志向型の取引慣行に向けて、下請取引は着実に改善。(下図2参照、「2018年度版中小企業白書・小規模企業白書概要」より)
3. IT導入等を行う上でも、業務プロセスの見直しは生産性向上の大前提。
4. 幅広い業種で多能工化・兼任化の取組が進展。生産性向上にも寄与。(同4図参照)
5. IT導入のきっかけとして重要となるのは地元のITベンダーなど身近な相談相手。
6. 業務領域や一企業の枠を超えて連携することでITの効果は飛躍的に高まる。
7. 生産性向上のためには前向きな投資が重要。引き続き投資を促進する必要。
8. 事業承継等を背景に、中小企業のM&Aは増加し、生産性向上に寄与。今後はマッチング強化が課題。(同8図参照)
9. 小規模事業者では、経営者に業務が集中。IT導入等による経営者の業務効率化が急務。(同9図参照)
10. 小規模事業者へ施策を浸透させる上では支援機関の役割が重要。

2. 未来志向型の取引慣行に向けて、下請取引は着実に改善。

- ・ 下請Gメンによる下請企業ヒアリングでは、全体の約25% (※) の企業で具体的な改善を確認。※具体的な改善があった事例を集計した割合であり、残りの75%において不適切な取引が存在しているわけではない。
- ・ 引き続き、未来志向型の取引慣行の実現に向けて、下請中小企業と親事業者の適正な取引を普及定着させ、賃上げできる環境の整備を図るための取組を推進。

図1 下請企業ヒアリングによる下請取引の改善状況

	改善状況
支払条件	300件以上で改善。「100%現金払い」となった事例も多数。
原価低減要請	100件以上で改善。「要請が無くなった」との事例も。
型管理	100件程度で、「金型保管コストの合理化に元請が協力」などの事例。

平成29年12月21日報道発表資料(対象: 2,040社)をもとに作成。

図2 交易条件指数の推移



図3 取引適正化に向けた取組(世耕プラン)

- ①業種横断的なルールの明確化・厳格な運用
 - ・「不適正な原価低減活動」や「金型の保管コストの押しつけ」等の違反行為事例を、66事例から141事例に大幅に追加。
 - ・親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行として、「生産性向上等への協力」等を追加。
 - ・親事業者のうち大企業は、下請代金の支払いを可能な限り現金で行う等、率先して取り組む。
- ②業種別の自主行動計画の策定等
 - ・下請ガイドライン策定業種のうち、まずは自動車等の業種に対して、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた自主的な行動計画の策定と着実な実行を要請し、フォローアップ。平成29年3月末現在、8業種21団体が策定。
- ③下請Gメンによる下請企業ヒアリング調査
 - ・新たに下請Gメンを配置し、年間2,000件以上、下請中小企業へのヒアリングを実施し、適正取引に向けた取組に生かす。

図1: 中小企業庁「下請企業ヒアリング」により作成。

図2: 日本銀行「全国企業経済短期観測調査」

(注)図2の交易条件指数とは、販売価格D1から仕入価格D1を差し引いた値。販売価格D1(仕入価格D1)は、3か月期と比較して販売価格(仕入価格)が「上がった」と答えた企業の割合(%)から「下がった」と答えた企業の割合(%)を差し引いた値(%)。



4. 幅広い業種で多能工化・兼任化の取組が進展。生産性向上にも寄与。

- 人手不足状況下で、多くの業種で多能工化・兼任化の取組が進展しているが、卸売業・小売業、サービス業等の非製造業において製造業並の積極的な取組が必要。

図1 業種別に見た、多能工化・兼任化の取組状況

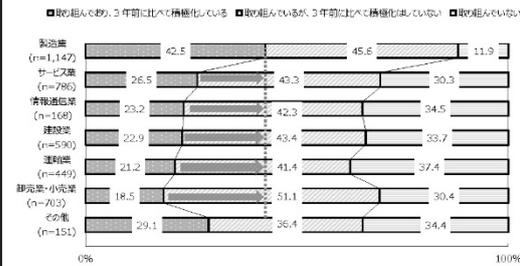


図2 多能工化・兼任化の取組状況別に見た、3年前と比べた労働生産性

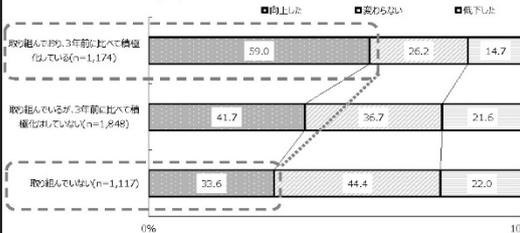


図1～2：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「人手不足対応に向けた生産性向上の取組に関する調査」(2017年12月)
 図2：(注)1.3年前前比で労働生産性が向上している(向上)と回答した割合を「向上した」、変化がなかった(変化なし)と回答した割合を「変わらぬ」として集計している。
 2.労働生産性が低下している(低下)と回答した割合を「低下した」として集計している。

【事例】株式会社環境技研(群馬県高崎市)

従業員のスキルマップ作成を契機に多能工化を行い、全体の業務を平準化したことで、生産性を向上させている企業

【企業概要】

▶ 群馬県高崎市の環境アセスメント調査等を行う会社。
 (従業員82名、資本金5,000万円。)

【具体的取組】

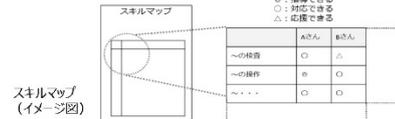
- ▶ 受注案件に偏りが生じると、特定の調査・検査を行う担当に業務が集中。
 ⇒ 従業員のスキルを一覧化(スキルマップ)し見える化。
 ⇒ スキルに応じて柔軟に他部門に割り当てることが可能に。

【効果】

▶ 年間の一人当たり平均労働時間が、1,500時間から1,400時間に減少。

【コスト】

▶ 取組に慣れるまでの当初4か月間は、残業時間が増加。



8. 事業承継等を背景に、中小企業のM&Aは増加し、生産性向上に寄与。今後はマッチング強化が課題。

- 事業承継等を背景に、中小企業のM&A件数は増加基調。買い手側の企業にとっても、シナジーを發揮し、生産性を高める契機となりうる。
- M&Aの相手先を見つけたきっかけとしては、金融機関等の第三者からの紹介が多く、マッチング強化が今後の課題。

図1 M&A実施企業と非実施企業の労働生産性

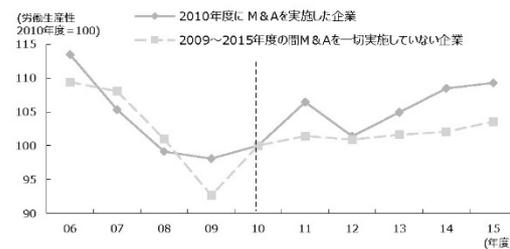


図2 M&Aの相手先を見つけたきっかけ

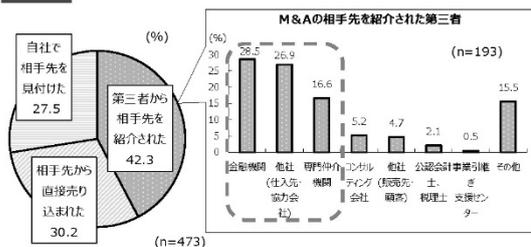


図1：経済産業省「企業活動調査報告書」(製造業)「(2)企業活動」(2017年12月)
 図2：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「金融機関等によるM&Aに関する調査」(2017年11月)
 (注) 金融機関等によるM&Aの割合は、最近のM&Aについて回答している。

【事例】株式会社HME(三重県桑名市)

M&Aをきっかけに、付加価値向上を図った企業

【企業概要】

▶ 計測機器等の開発設計・製造を行う企業。
 従業員100名、資本金1,000万円。

【具体的取組】

▶ 大企業で継続できなくなった事業や倒産した企業の事業、後継者難の企業の事業で、自社の事業と親和性の高い事業等を3社から取得。

【効果】

▶ 取得した技術と自社技術とを組み合わせることでシナジーを發揮し、新たな計測機器・分析機器等を開発。グループ全体の売上・収益向上につながっている。

【コスト】

▶ 仲介手数料や相手先の事業評価のための費用を含む、事業取得費用等。

同社が製造する赤外線センサー



服部一彌社長

9. 小規模事業者では経営者に業務が集中。IT導入等による経営者の業務効率化が急務。

- 人手不足を背景に、小規模事業者では経営者に業務が集中。業務の見直しやIT利活用等を進めることを通じて、間接業務の業務負担を軽減し、経営者の業務効率化を進めることが急務の課題。

図1 人手不足への対応

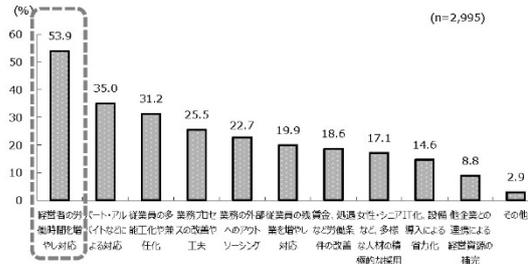


図2 経営者自身の業務時間の削減意向

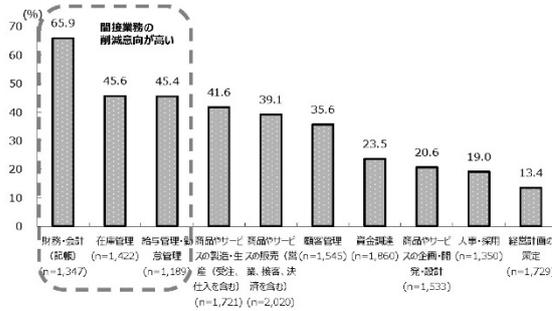


図1～2：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「小規模事業者の業務活動に関する調査」(2017年12月)

【事例】松尾農園(長崎県松浦市)

モバイルPOSレジ等を使い業務を効率化し、売上向上につながる取組を行う小規模事業者

【企業概要】

- 業歴67年の種苗店(従業員3名、個人事業者。)
- 3代目の松尾氏が代替わりの際にカフェを開店した。

【具体的取組】

- 経営を多角化したことで業務量が増加。商工会議所の勧めで、クラウド会計とモバイルPOSレジを導入。
- ⇒インターネットバンキングとも連動、経理業務を効率化。

【効果】

- 効率化によって空いた時間を活用し、種苗のネットショップを開始。SNSによるPRが功を奏し、売上向上。

【コスト】

- クラウド会計は月額900円程度。
- Airレジのためのタブレット端末等導入費用は合計で17万円。
- (うち軽減税率対策補助金による補助額は10万円)



カフェの店内

●平成29年度補正予算「IT導入補助金」公募中

本事業は中小企業・小規模事業者等における生産性の向上、財務・会計などのバックオフィス業務の効率化や新規顧客獲得などの売上の向上のため、簡易な「ITツール」導入事業を実施する者に対する事業費等に要する経費の一部を補助することにより、中小企業・小規模事業者等の生産性向上の実現を図ることを目的とする。

- IT導入支援事業者とは、補助事業者に対して、ITツールの説明、導入、運用方法の相談等のサポートを実施する事業者のことを指す。IT導入支援事業者は、事務局等による審査の結果採択された事業者であり、IT導入支援事業者が提供するITツールのみが補助対象となる。また、交付申請や実績報告等を補助事業者と共同で作成し、代理で申請を行う。
- 中小企業・小規模事業者等は、自社に適したITツールを提供するIT導入支援事業者を、本事業ホームページから検索し、IT導入支援事業者と相談しつつ、申請等の手続を進めることとなる。

○公募期間 4月20日(金)から6月4日(月)

○電話での問合せ 受付時間 9:30～17:30(土・日・祝日を除く)

サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター 0570-000-429(要通話料)

IP電話等からの問合せ先 042-303-1441

○<https://www.it-hojo.jp/>



IT導入補助金

平成29年度補正
サービス等生産性向上IT導入支援事業

中小企業・小規模事業者の
みなさまが活用できる補助金です。

ITツールを導入して
業務効率化・売上アップを
目指しましょう!



自社の課題・ニーズに合わせて

様々な業種・組織形態の方にご活用いただけます!

飲食サービス業



【顧客管理システムを導入】

顧客の好みやアレルギー等をITツール
で記録。きめ細かいサービスを
提供しリピーターを獲得!

卸売業・小売業



【在庫管理システムを導入】

商品の在庫管理を一括データ!
業務効率の改善を後押しし、
他店舗との連携も迅速に。

保育・介護事業



【コミュニケーションツールを導入】

帳票・書類作成をIT化。書類作成・
提出までの時間が短縮。早番・遅番
職員の情報共有も円滑に!

運送業



【車両管理システムを導入】

効率的な配車を組むことにより、
従業員1人あたりの勤務時間短縮
を実現!

宿泊業



【予約管理システムを導入】

予約状況をデータで一元管理。新規のお客さまの獲得や予約率向上を実現。

一次公募

交付申請期間：2018年4月20日(金)～6月4日(月)まで
【二次公募は6月中旬、三次公募は8月中旬に交付申請開始の予定です】

詳しくは
裏面へ▶

●綿スフ工連等3団体監事会開催

4月23日(月)、東京の綿工連会館において、日本綿スフ織物工業組合連合会、日本綿スフ織物工業連合会及び一般財団法人日本綿スフ機業同交会3団体の、平成29年度事業報告、収支報告について監事監査が実施された。

●第2回繊維産業技能実習事業協議会開催

4月23日(月)、経済産業省において標記第2回目の協議会が開催された。3月23日に開催された第1回の会合には、昨年より施行されている外国人技能実習生制度の概要説明があった。

今回の協議会では、日本繊維産業連盟、繊維産業流通構造改革推進協議会が策定した「繊維産業における自主行動計画」(平成29年3月公表)、繊維流通構造改革推進協議会の「取引ガイドライン第三版(案)」策定状況、上場会社における不祥事予防の取組みに資するために日本取引自主規制法人が取り纏めた「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」について説明があった。

また、日本アパレルソーイングにおける実習生受入事業の問題事例を含めた実態について報告があった。

●平成29年度補正予算「事業継承補助金(後継者承継支援型～経営者交代タイプ)」公募中

中小企業庁では、事業承継(事業再編、事業統合を除く)を契機として経営革新等や事業転換を行う中小企業者に対して、その新たな取組に要する経費の一部を補助する。

○事業承継補助金

(1)地域経済に貢献する中小企業による、(2)事業承継をきっかけとした、(3)経営革新や事業転換などの新しい取組を支援する補助金

○補助率 2/3

○補助上限 経営革新を行う場合200万円

事業所の廃止や既存事業の廃止・集約を伴う場最大500万円

○補助対象者

①地域への貢献

取引関係や地域の需要に応える商品・サービスの提供、雇用によって地域に貢献している中小企業が補助対象。

②事業承継

平成27年4月1日から補助事業期間完了日(平成30年12月31日)までの間に事業承継(代表者の交代)を行った、又は行う必要がある。

③新しい取組

(1)経営革新等

・ビジネスモデルの転換



(新商品、新分野への挑戦等)による市場創出、新市場開拓等

・新規設備導入

(製造ラインのIT化、顧客管理システム刷新等)による生産性向上等

(2)事業転換

事業所の廃止や既存事業の集約・廃止等(当該廃止等に要する費用について補助上限額を上乗せ(廃業費用の上限最大300万円))

○公募期間 平成30年4月27日(金)から6月8日(金)

○認定支援機関が作成する計画等の「確認書」が必要←認定支援機関に相談

○問合せ先 中小企業庁事業環境部財務課 電話：03-3501-5803(直通)

事業承継補助金事務局 電話：03-6264-2670

○応募要項

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2018/180427shoukeiBoshu.pdf>

①地域経済に貢献する中小企業者※1による

②事業承継をきっかけとした(事業再編・事業統合を除く)

③新しい取組(経営革新や事業転換)を支援します。

補助上限：経営革新を行う場合 最大200万円

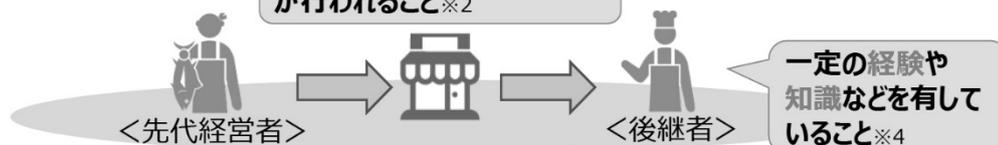
(事業所の廃止や既存事業の廃止・集約を伴う場合、廃業費用として最大300万円上乗せ)

補助率 2/3、1/2

以下、補助上限、補助率等については、8ページをご参照ください。

事業イメージ

事業承継(代表者の交代)
が行われること※2



地域経済に貢献する中小企業者であること※3

経営革新や事業転換などに取り組むこと※3

※1 中小企業基本法で定める中小企業者のほか、特定非営利活動法人を含みます。

※2 会社の場合：先代経営者の退任及び後継者の代表就任など
個人事業者の場合：先代経営者の廃業・後継者の開業など、後継者が事業を承継した/すること

※3 2～4ページ参照

※4 次のいずれかに該当すること(5ページ参照)

- ①経営経験を有している者
- ②同業種での実務経験などを有している者
- ③創業・承継に関する研修等を受講した者

- 地域の需要や雇用を支えることで地域に貢献する中小企業者を応援します。
- 後継者による経営革新や事業転換などの新たな取組を行うことが必要です。
- 新たな取組について認定支援機関(※)の確認を受け、認定支援機関は事業実施期間中、当該中小企業者の取組を支援することとします。

補助事業等の要件

地域に貢献する者・事業であること

- 取引関係やサービスの提供で地域の需要に応える中小企業者
- 地域の雇用の維持・創出を支える中小企業者



承継後の新たな取組であること

- ・ **経営革新等**
 - ▶ ビジネスモデルの転換（新商品、新分野への挑戦等）による**市場創出、新市場開拓**等
 - ▶ 新規設備導入（製造ラインのIT化、顧客管理システム刷新等）による**生産性向上**等
- ・ **事業転換**
 - ▶ **事業所の廃止や事業の集約・廃止を伴う場合は、当該廃止等に要する費用について補助上限額を**上乗せ**（廃業費用の上限最大**300万円**）して補助**

認定支援機関による確認と支援

※「認定支援機関」とは、中小企業・小規模事業者が安心して経営相談等が受けられるために、専門知識や、実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定する公的な支援機関です。具体的には、商工会や商工会議所など中小企業支援者のほか、金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等が主な認定支援機関として認定されています。中小企業庁ウェブサイト、全国の認定支援機関の一覧をご確認いただけます(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/index.htm>)。

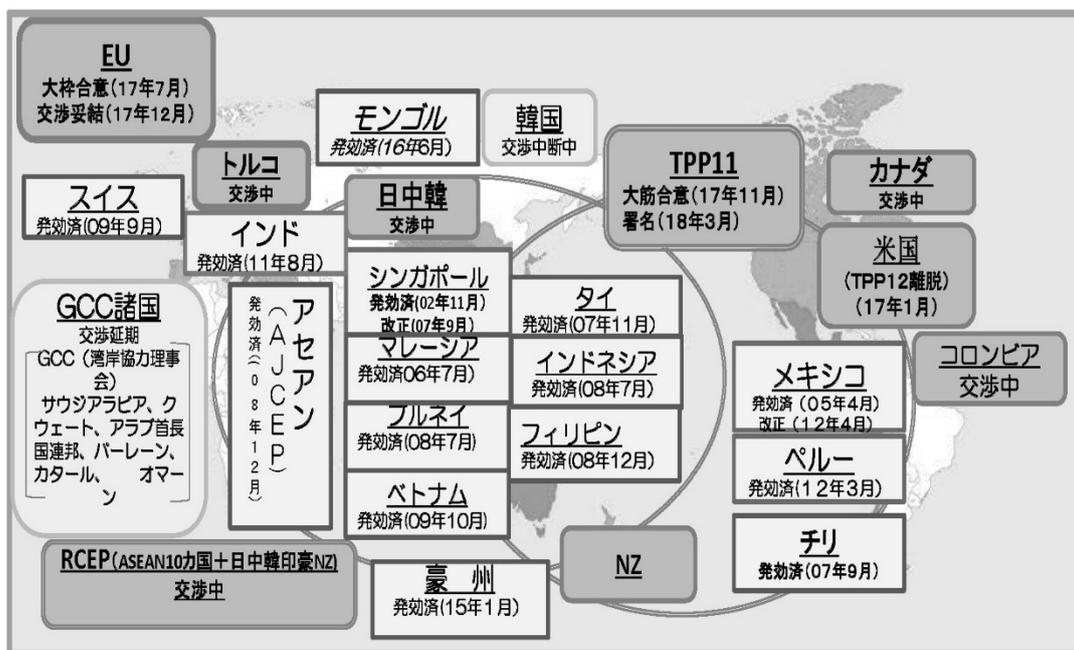


EPA(経済連携協定)、TPP(環太平洋パートナーシップ協定)の動向

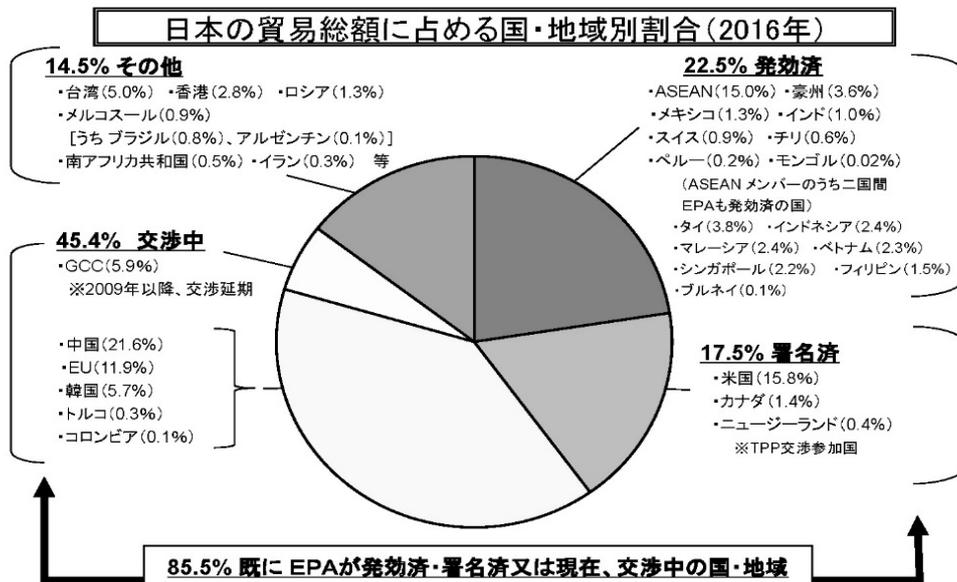
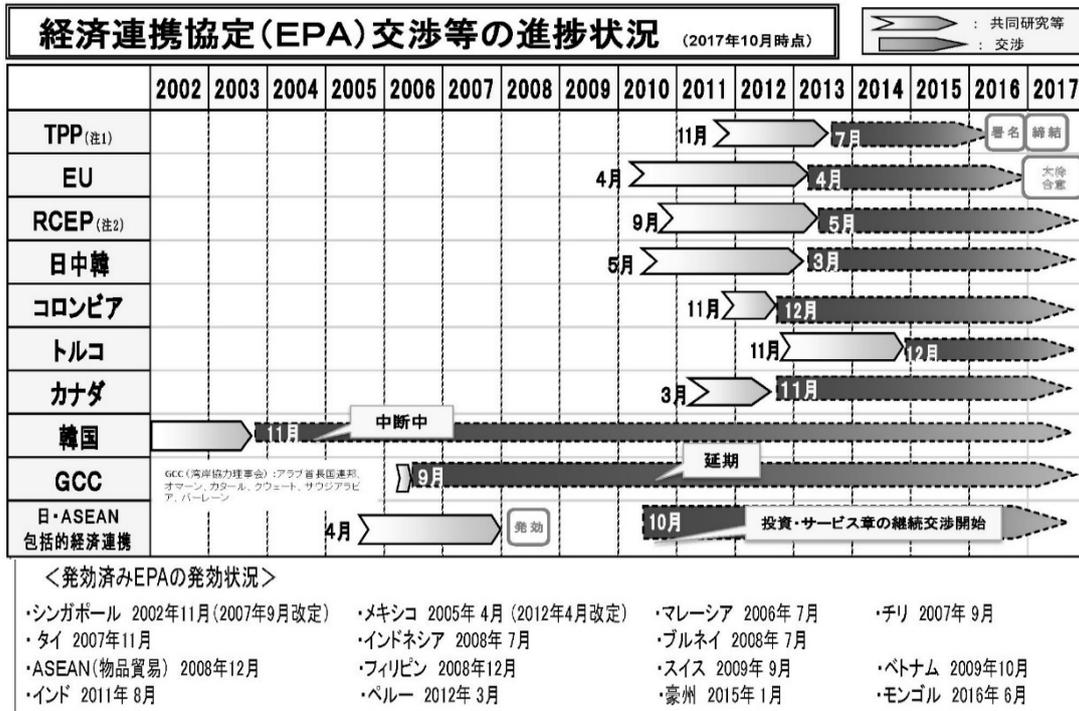
●我が国のEPAへの取組状況

我が国のEPA取組状況

- 発効済(14カ国1地域): シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、豪州、モンゴル
- 大筋合意等 TPP11(大筋合意)3月に署名、日EU(大枠合意、交渉妥結)、TPP12(16年2月署名、米国17年1月離脱)
- 交渉中(3カ国、4地域): RCEP、日中韓、AJCEPサービス・投資章(実質合意)、カナダ、コロンビア、トルコ
- その他(1カ国1地域): 韓国(交渉中断中)、GCC(湾岸協力理事会)(交渉延期)



TPP11参加国: カナダ、メキシコ、ペルー、チリ、日本、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランド、米国 (TPP12離脱: 2017年1月)

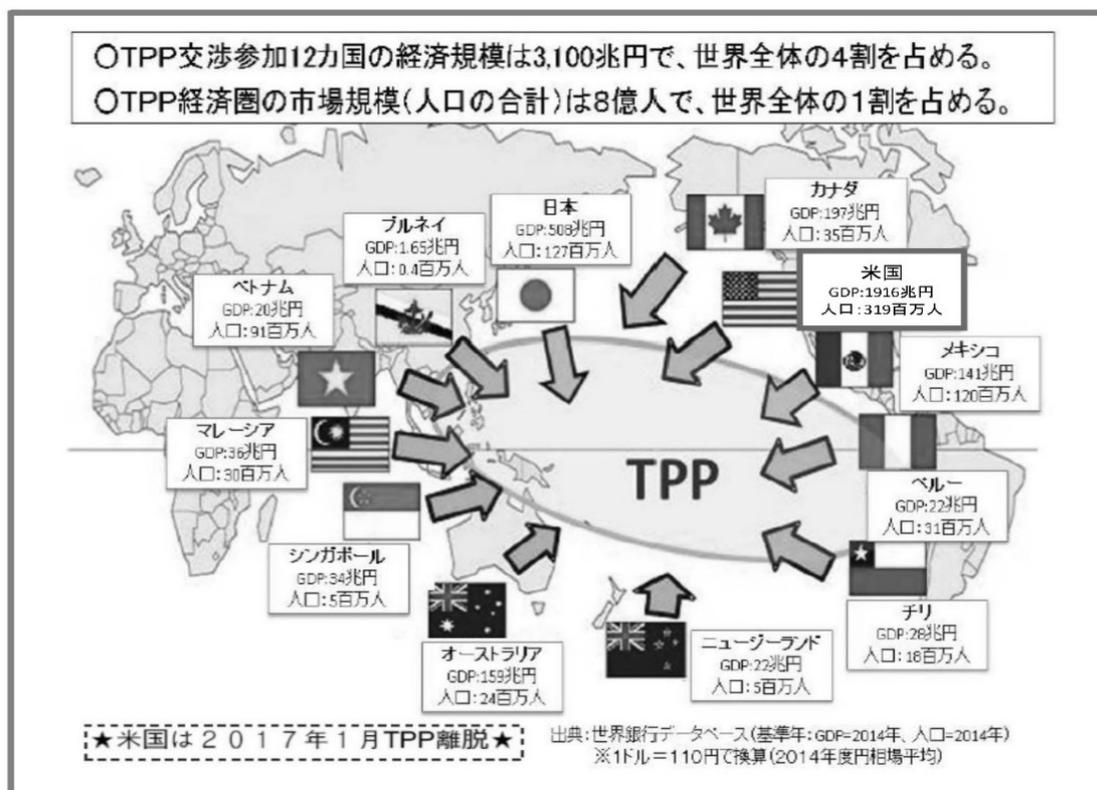


【参考】主要国のFTA比率(注)
 日本:40.0%、米国:47.4%、EU:32.5%、韓国:67.4%、中国:38.0%
 ※『日本再興戦略』では2018年までにFTA比率を70%に引き上げることを政策目標として掲げている。
 (注) 発効済・署名済FTA相手国との貿易が貿易総額に占める割合
 出典: 日本は財務省貿易統計(速報)(2017年1月)。米国、EU、韓国、中国はIMF Direction of Trade Statistics(2016年4月)

※日・EUは2017年7月大枠合意、12月交渉妥結。



●TPP12の概要



TPP内閣官房政府対策本部「TPPとは」

●TPP11をめぐる動き

タイの副首相は、3月29日の会合後記者会見で、米国を除く11か国が署名した環太平洋経済連携協定(TPP)の新協定「CP TPP」に発効後参加表明する意向を明らかにした。参加に向け、政府関係機関や民間企業、農家などと連携するため商業省に作業部会を設置するよう指示したとしている。

また、5月1日、バンコクで茂木大臣とタイのソムキット副首相、ソンティラット省務大臣等との会談が行われ、タイ側からTPP11参加への強い意向が示された。次回の首席交渉官会合において、発効に向けて細目を詰めると同時に新規加盟の基本方針や共通認識を作っていく必要があるとしている。

2017年の日本からタイへの輸出総額は約3兆3,000億円、輸入総額は約2兆5,000億円。

TPP11の概要

1 意義

○経済的意義

- モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で21世紀型のルールを、アジア太平洋に構築し、自由で公正な巨大市場(世界のGDPの約13%、貿易総額の15%、人口約5億人)を作り出す。
- 今後、人口減少が見込まれる我が国にとって、アジア太平洋地域の巨大市場を活用することで新たな成長が期待される。

○戦略的意義

- 自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々とともに今後の世界の貿易・投資ルールの新たなスタンダードを提供。
- アジア太平洋地域において、普遍的価値を共有する国々との間で経済的な相互依存関係を深めていくことは、地域の成長・繁栄・安定にも資する。

2 経緯

2010年3月	TPP交渉開始(当初は8か国)
2013年7月	日本が交渉参加
2016年2月	TPP12署名(於: NZ・オークランド)
2017年	
・1月20日	日本、国内手続完了を寄託者(NZ)に通知
・1月23日	トランプ大統領、TPP離脱の大統領覚書
・3月14-15日	TPP11閣僚会合(チリ)
・5月21日	TPP11閣僚会合(ベトナム・ハノイ)
	→ TPPの早期発効に向けた選択肢を11月のAPEC首脳会合までに検討することで合意
・7月-11月	TPP11首席交渉官会合(4回開催) (於: 箱根、シドニー、高輪、舞浜)
・11月8-10日	TPP11閣僚会合(ベトナム・ダナン)
	→ 11か国によるTPP新協定の条文、凍結リスト等を含む合意パッケージに全閣僚が合意(大筋合意)
2018年1月23日	首席交渉官会合(東京)にて協定文確定
2018年3月8日	署名式(チリ・サンティアゴ)

3 TPP11協定の主な内容

「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」
条文概要(全7条)

- 第1条 TPP協定の組み込み
- 第2条 特定の規定の適用の停止(凍結)
→ 2項目を凍結(うち1項目は知的財産関連) ※次頁参照
- 第3条 効力発生(6か国の締結完了)
- 第4条 脱退
- 第5条 加入
- 第6条 本協定の見直し
→ TPPの効力発生が差し迫っている場合又はTPPが効力を生ずる見込みがない場合には、いずれかの締約国の要請に応じ、この協定の改正及び関係する事項を検討するため、この協定の運用を見直す。
- 第7条 正文(英、仏、西)

1

凍結項目一覧

- | | |
|---------------------------------|---|
| ○ 急送少額貨物(第5・7条1(f)の第2文) | ○ 一般医薬品データ保護(第18・50条) |
| ○ ISDS(投資許可、投資合意)関連規定(第9章) | ○ 生物製剤データ保護(第18・51条) |
| ○ 急送便附属書(附属書10-B 5及び6) | ○ 著作権等の保護期間(第18・63条) |
| ○ 金融サービス最低基準待遇関連規定(第11・2条の一部等) | ○ 技術的保護手段(第18・68条) |
| ○ 電気通信紛争解決(第13・21条1(d)) | ○ 権利管理情報(第18・69条) |
| ○ 政府調達(参加条件)(第15・8条5) | ○ 衛星・ケーブル信号の保護(第18・79条) |
| ○ 政府調達(追加的交渉)(第15・24条2の一部) | ○ インターネット・サービス・プロバイダ(第18・82条、附属書18-E、附属書18-F) |
| ○ 知的財産の内国民待遇(第18・8条(脚注4の第3~4文)) | ○ 保存及び貿易(第20・17条5の一部) |
| ○ 特許対象事項(第18・37条2、第18・37条4の第2文) | ○ 医薬品・医療機器に関する透明性(附属書26-A第3条) |
| ○ 審査遅延に基づく特許期間延長(第18・46条) | ○ ブルネイの投資・サービス留保表の一部(附属書IIの一部) |
| ○ 医薬承認審査に基づく特許期間延長(第18・48条) | ○ マレーシアの国有企業留保表の一部(附属書IVの一部) |

なお、凍結項目に入らなかったが、一定期間猶予する内容(2項目)についてはサイドレター(補足文書)を交わすこととなる。



TPP11の効果

経済効果

< TPP11 >

- ・実質GDP：約1.5%押し上げ
(2016年度GDP水準で換算すると約8兆円に相当)
- ・労働供給：約0.7% (約46万人) 増加

上記の経済効果は、一時的な需要喚起ではなく、我が国の成長力を持続的に高めるもの。

(参考) TPP11発効による農林水産物の生産額減少額 : 約900~1,500億円

21世紀型ルール(主要なもの)

<投資>

投資先の国が投資企業に対し技術移転等を要求することの禁止

<貿易円滑化>

急送貨物の迅速な税関手続(6時間以内の引取)を明記

<電子商取引>

国境を越える情報の自由な流通の確保、デジタル・コンテンツへの関税賦課禁止
ソースコード(ソフトウェアの設計図)移転・アクセス要求の禁止、サーバー現地化要求の禁止

<国有企業>

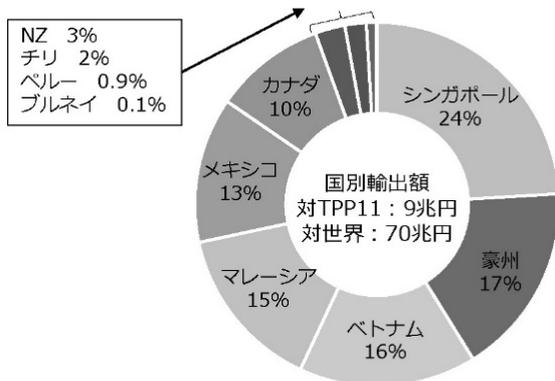
非商業的援助により他の締約国の利益に悪影響を及ぼすことの禁止

<知的財産>

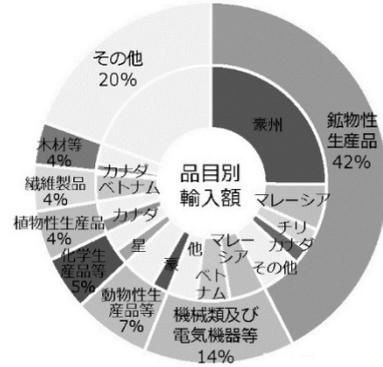
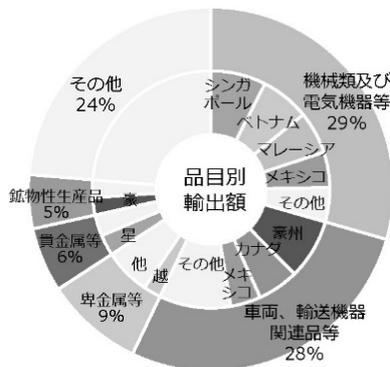
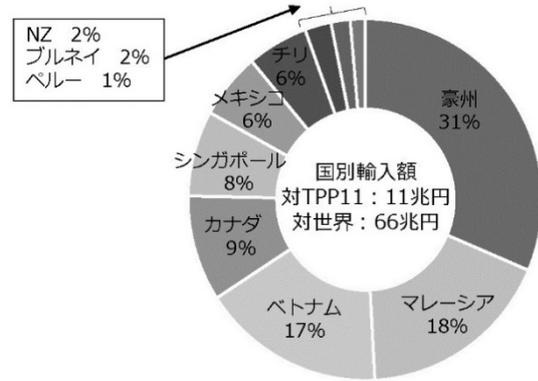
模倣・偽造品等に対する厳格な規律

(参考)日本とTPP11との貿易関係

日本からTPP11への輸出額(2016年)



日本のTPP11からの輸入額(2016年)



2015年10月5日に大筋合意したTPP12協定の工業製品(繊維分野を含む)の概要

(1) 市場アクセス(関税撤廃)

相手国及び我が国の工業製品の即時撤廃率及び関税撤廃率

1. 相手国側

- ◆ TPP11カ国全体
 - ・ 即時撤廃率:(品目数ベース)86.9%、(貿易額ベース)76.6%
 - ・ 関税撤廃率:(品目数ベース)99.9%、(貿易額ベース)99.9%
- ◆ 各国別

国名	即時撤廃率		関税撤廃率	
	品目数ベース	貿易額ベース	品目数ベース	貿易額ベース
米国	90.9%	67.4%	100%	100%
カナダ	96.9%	68.4%	100%	100%
ニュージーランド	93.9%	98.0%	100%	100%
豪州	91.8%	94.2%	99.8%	99.8%
ブルネイ	90.6%	96.4%	100%	100%
チリ	94.7%	98.9%	100%	100%
マレーシア	78.8%	77.3%	100%	100%
メキシコ	77.0%	94.6%	99.6%	99.4%
ペルー	80.2%	98.2%	100%	100%
シンガポール	100%	100%	100%	100%
ベトナム	70.2%	72.1%	100%	100%

2. 日本側

- ◆ TPP11カ国全体
 - ・ 即時撤廃率:(品目数ベース)95.3%、(貿易額ベース)99.1%
 - ・ 関税撤廃率:(品目数ベース)100%、(貿易額ベース)100%

※少数点第二位を四捨五入。但し、99.9%以上100%未満については、少数点第二位を切り捨て。
 ※即時撤廃率、関税撤廃率の算出にあたり、「品目数ベース」の数値については各国の2010年1月時点の国内細分に
 基づき計算、「貿易額ベース」の数値については、2010年における日本から各国への輸出額に基づき計算。

3

我が国の工業製品関税に関する大筋合意結果の概要

品目名	譲許内容	具体的品目	基準税率 (注:有税品目)
工業用 アルコール	8年目撤廃	変性アルコール	27.2%, 38.1円/ℓ
	11年目撤廃	エチルアルコール	10%
石油	即時撤廃	軽油・重油・灯油等ほぼ全て	0~7.9%, 1,229円/kℓ 等
	11年目撤廃	一部の揮発油(自動車用)	1,056円/kℓ
化学	即時撤廃	プラスチック原料 有機化学品、無機化学品 等	1.6~6.5%
皮革・ 履物	11年目撤廃	革製かばん、ハンドバック 革靴(関税割当品目)等	8~16% 1次17.3%~24% 2次30%又は4,300円/足高い方等
	16年目撤廃	毛皮、野球用グローブ等 ゼラチン、にかわ	12.5~30% 17%
繊維・ 繊維製品	即時撤廃	繊維・繊維製品ほぼ全て	生地:1.9~14.2%、 衣類:4.4~13.4%
	11年目撤廃	一部の衣類 (化合繊維オーバーコート等)	7.4~12.8%
非鉄金属	11年目撤廃 ※銅、亜鉛、鉛の一部は即時撤廃 ※フェロアロイ、ニッケルは、対米、加、 NZ、豪のみ11年目撤廃。他国は即時撤廃	銅、亜鉛、鉛	銅:3%又は15円/kg低い方 等 亜鉛:4.3円/kg等 鉛:2.7円/kg
		フェロアロイ、ニッケル	フェロアロイ:2.5%~6.3% ニッケル:3% 等

※フェロアロイ、ニッケルを除き、各品目の譲許内容は11カ国共通。



(2) 繊維分野についての各国の関税撤廃(譲許)について

① 日本(上表に示すとおり)

品目	譲許内容	基準税率
繊維・繊維製品ほぼ全て	即時撤廃	生地: 1.9~14.2% 衣類: 4.4~13.4%
一部の衣類((化合繊維製オーバーコート等)	11年目撤廃	7.4~12.8%

② カナダ

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート
紡織用繊維及び製品(糸、テキスタイル)の一部	即時撤廃	4.5%~14%
タオルの一部(今治タオル等)	即時撤廃	17%
衣類の一部	即時撤廃、4年目撤廃	6%~18%
じゅうたんの一部	6年目撤廃	6.5%~14%

③ ニュージーランド

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート
紡織用繊維の織物類(プラスチックを染み込ませたもの)	即時撤廃、5年目撤廃	5%
不織布(化合繊維)	5~7年目撤廃	5%
ひも、綱	5~7年目撤廃	5%

④ オーストラリア

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2015年1月発効)
男子用スーツ、ジャケット等の大部分	3、4年目撤廃	10%	2021年4月までに撤廃
じゅうたん	4年目撤廃	5%	2021年4月撤廃

⑤ ベトナム

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2009年10月発効)
綿糸及び綿織物	即時撤廃	5%~12%	2019年4月までに撤廃、関税削減
化合繊維(繊維・糸織物)	即時撤廃	5%~12%	2025年4月までに撤廃、関税削減
衣類	即時撤廃	5%~20%	2019年4月撤廃
タオルの一部(今治タオル等)	即時撤廃	12%	2019年4月撤廃

⑥米国(離脱)

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート
化合繊維(繊維・糸)	即時撤廃、5年目撤廃、11年目撤廃(発効時に50%又は35%カットされるものあり)	2.7%～13.2%
化合繊維物、綿織物	即時撤廃、5年目撤廃、13年目撤廃(発効時に50%カット)	3%～25%
毛織物	即時撤廃	2.7%～25%
じゅうたん	即時撤廃	2.7%～8%
衣類	即時撤廃～13年目撤廃(発効時に50%又は35%カットされるものあり)	0.5%～32%
タオルの一部(今治タオル等)	5年目撤廃	9.1% ⁵

(3) 繊維分野の原産地規則

- ①複数の締約国において加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度。
- ②繊維及び繊維製品の原産地規則は、「紡ぐ」、「織る」、「縫製」という3つの工程を原則TPP締約国内において行わなければならない「ヤーンフォワード・ルール」。
ただし、綿糸(HS52.04-52.07)、合繊長繊維糸(HS54.01-54.06)、化合繊紡績糸(HS55.08-55.11)、ニット生地(HS60類)については、締約国内での「綿花」、「化合繊短繊維」を使用する「ファイバーフォワード・ルール」。
- ③ヤーンフォワード・ルールを前提としつつ、「供給不足の物品」(ショートサプライ・リスト(SSL))に掲載された域内での供給が十分でない厳選された材料(繊維、糸、生地)については、例外的に域外から調達しても、その最終用途の要件を満たせば原産品として認めている。
(注)衣類を輸出する場合であって、使用する糸がSSLに掲載されている場合、織る、縫製の2工程を域内ですればよく、また、生地がSSLに掲載されている場合、縫製の1工程のみを域内ですればよいことになる。
- ④61類及び62類の衣類が原産品であるか否かは、製品の関税分類を決定する構成部分(表側の生地に占める面積が最も大きい部分)で関税分類番号の変更を満たす必要がある。

<その他の要件>

①弾性生地ルール

61類及び62類の衣類に弾性糸を使った生地(HS6002、5806.20)を使用する場合、当該生地は域内産の糸を使用する。また、関税分類を決定する構成部分に弾性糸が使用される場合には、域内産の糸を使用する。

②縫糸ルール

61類及び62類の衣類及び63類の製品に縫糸(HS5204、5401、5508の縫糸又は5402の糸を縫糸として使用)を使用する場合、当該縫糸は域内産の縫糸を使用する。



③絹100%の着物に関するルール

着物又は帯に使用する絹100%の絹織物を域内で製織、裁断・縫製する必要がある。

※絹織物はSSLで域外調達が例外的に認められているが、着物又は帯に使用する絹100%の織物の域内調達を義務付け。

④デミニミス(原則、非原産材料が全重量の10%以下の場合、原産品とみなす。)

ただし、弾性糸については、域内産を義務付け。

⑤緊急措置(セーフガード)、関税法令違反に関する税関当局間の協力、監視を規定。

<第3章 原産地規則及び原産地手続>

輸入される製品について、関税の撤廃・引下げの関税上の特惠待遇の対象となるTPP域内の原産品として認められるための要件及び特惠待遇を受けるための証明手続等を定める。本章のルールにより、例えば以下のようなメリットが考えられる。

- (1) TPP特惠税率の適用が可能な12か国内の原産地規則の統一(事業者の制度利用負担の緩和)
- (2) 輸出者、生産者又は輸入者自らが原産地証明書を作成する制度の導入(貿易手続の円滑化)
- (3) 完全累積制度の実現

TPP協定においては、複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用。日本が締結済みのEPAにおいても、メキシコ、ペルー等で完全累積制度を採用している。

原産地規則の合意の概要

原産地分野の主な規定

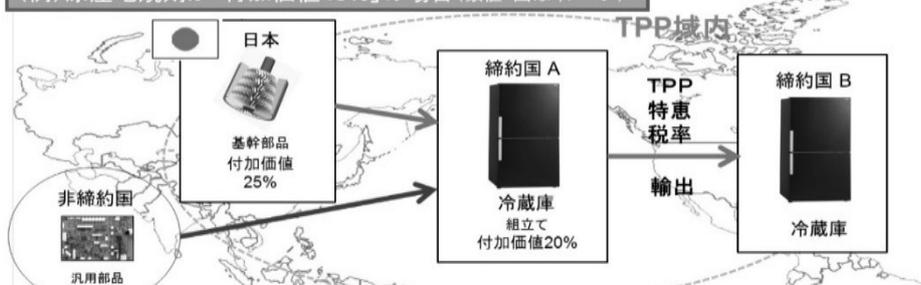
1. 原産地規則の統一

- TPP特惠税率の適用が可能な12か国内の**原産地規則の統一(事業者の制度利用負担の緩和)**。

2. 完全累積制度

- 複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する**完全累積制度を採用**。

(例) 原産地規則が「付加価値45%」の場合(数値・図はイメージ)



累積ルールがない場合には、締約国Aの付加価値が20%であるため、原産地規則「付加価値45%」を満たせないが、累積制度があれば日本の付加価値25%と締約国Aの付加価値20%を加え、付加価値45%となり、付加価値45%以上となるため原産品として認められる。

※完全累積制度: 通常の累積制度は、域内で原産地規則を満たした部品のみ累積ができるが、TPPで採用された完全累積制度の場合には、部品自体が原産地規則を満たしていなくても、TPP域内国で当該部品に加えられた付加価値は足し上げが可能になる。

(4) 広域FTA化による原産品輸送の容易化(立証負担の緩和)

二国間のFTAにおいては、製品の輸送の際に第三国を経由した場合には、当該貨物の原産性が維持されているか否かについて輸入国税関に対し立証する負担がある。一方で、TPPは全ての締約国を一つの領域とみなす広域FTAであり、全ての締約国の領域内を移動する限りにおいては、貨物の原産性が維持されることになる。

協定書第3章原産地規則及び原産地手続きの仮訳については下記URLを参照

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/text_kariyaku/160202_kariyaku_03-1.pdf

附属書3D 品目別原産地規制

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/text_kariyaku/160202_kariyaku_03-2.pdf

(内閣官房TPP政策対策本部HP TPPの内容より)

日本と各国とのEPA交渉

●日・EU経済連携協定について

日EU・EPAについて

1. これまでの経緯

- 2017年3月の日EU首脳会談において、日EU・EPA交渉の可能な限り早期の大枠合意に向けて、双方が精力的に取り組んでいくことへの強いコミットメントを再確認。
- 首席交渉官以下様々なレベルで、鋭意交渉を継続。

2013年 3月：日EU首脳電話会談で交渉開始
 2013年4月～2014年4月：第1回～第5回交渉会合
 2014年 5月：第22回日EU定期首脳協議(於：ブリュッセル)
 7・10月：第6回・第7回交渉会合
 11月：日EU首脳会談(G20サミット 於：ブリスベン)
 2014年12月～2015年4月：第8回～第10回交渉会合
 2015年 5月：第23回日EU定期首脳協議(於：東京)
 7～11月：第11～第13回交渉会合
 11月：日EU首脳会談(G20サミット 於：アンタルヤ)
 2015年11月～2016年4月：第14回～第16回交渉会合
 2016年 5月：日EU・EPAサイドイベント(G7伊勢志摩サミット)
 7月：日EU首脳会談(ASEM首脳会合於：ウランバートル)
 9月：第17回交渉会合
 2017年 3月：日EU首脳会談(於：ブリュッセル)
 4月：第18回交渉会合

(参考) 日EU・EPAの経済規模

	TPP	日EU	RCEP	日中韓
人口 (括弧内は世界人口に占める割合)	8億人 (11%)	6億人 (9%)	34億人 (46%)	16億人 (21%)
GDP(米ドル)	28兆ドル	21兆ドル	23兆ドル	17兆ドル
日本の貿易総額に占める貿易額割合	30%	11%	47%	27%

出典：総務省統計局資料、外務省ホームページ、財務省ホームページ

2. 日EU首脳会談(2017年3月21日)

日EU・EPA交渉の可能な限り早期の大枠合意に向けて、双方が精力的に取り組んでいくことへの強いコミットメントを再確認。

3. 今後の予定

首席交渉官以下様々なレベルで、電話会議等も活用しつつ間断なく鋭意交渉を継続。

2017年7月：第24回EU首脳協議で大枠合意

2017年12月：首脳電話会談交渉妥結合意


2017年7月「工業製品関税に関する大枠合意結果」の概要(抜粋)

品目名	譲許内容	具体的品目	MFN税率(2013年4月) (注:有税品目)
工業用アルコール	11年目撤廃	変性アルコール、エチルアルコール	10%~27.2%, 38.1円/ℓ
石油	即時撤廃	軽油、重油、灯油、揮発油等すべて	2.2~7.9%, ほか従量税
化学	即時撤廃	プラスチック原料・製品、ゴム原料・製品、有機化学品、無機化学品等すべて	1.6~6.5%
皮革・履物	11年目撤廃	皮革・革靴(関税割当品目) かばん、ハンドバッグ 等	皮革:(1次)12%~16%、(2次)30% 革靴:(1次)17.3%~24%、(2次)30%又は2,400~4,300円/足の高い方 かばん、ハンドバッグ等:2.7%~18%
	16年目撤廃	毛皮、野球用グローブ等ゼラチン、にかわ 等	毛皮、野球用グローブ等:6.7~30% ゼラチン、にかわ:17%
繊維・繊維製品	即時撤廃	繊維・繊維製品すべて	糸・織物・編物:2%~12.6%、ほか従量税 衣類:3.3~13.4%
非鉄金属	即時撤廃	銅、亜鉛、鉛、フェロアロイ、ニッケル等すべて	2%~7.5%、ほか従量税

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート (2017年4月時点のMFN)
毛の糸・織物	即時撤廃	2%~8%
綿の糸・織物	即時撤廃	4%~8%
化合織の糸・織物	即時撤廃	3.8%~8%
不織布、特殊糸	即時撤廃	3.2%~12%
コーテッド織物類(工業用繊維等)	即時撤廃	4%~8%
衣料品(ジャケット、ネクタイ等)	即時撤廃	6.3%~12%
リネン類(タオル等)	即時撤廃	6.9%~12%

●日中韓経済連携協定について

日中韓FTAについて

1. これまでの経緯

2003年～2009年：民間共同研究を実施。
 2009年10月：日中韓サミットにおいて、産官学共同研究の立上げを目指すことで一致。
 2010年～11年：全7回のFTA産官学共同研究を実施。
 2012年5月：日中韓サミットにおいて、年内の交渉開始につき一致。
 2012年6月～9月：交渉開始に向けた準備のため、3回の事務レベル協議を開催し、実務的な調整を終了。
 2012年11月：ASEAN関連首脳会議の際に、交渉の立上げを宣言。
 2013年3月：第1回交渉会合を開催。
 2013年7月：第2回交渉会合を開催。
 2013年11月：第3回交渉会合を開催。
 2014年3月：第4回交渉会合を開催。
 2014年9月：第5回交渉会合を開催。
 2015年1月：第6回交渉会合（首席代表会合）を開催。
 2015年5月：第7回交渉会合（首席代表会合）を開催。
 2015年9月：第8回交渉会合（首席代表会合）を開催。
 2016年1月：第9回交渉会合（首席代表会合）を開催。
 2016年6月：第10回交渉会合（首席代表会合）を開催。
 2017年1月：第11回交渉会合（首席代表・局長/局次長会合）

2. 「日中韓FTA産官学共同研究報告書」のポイント

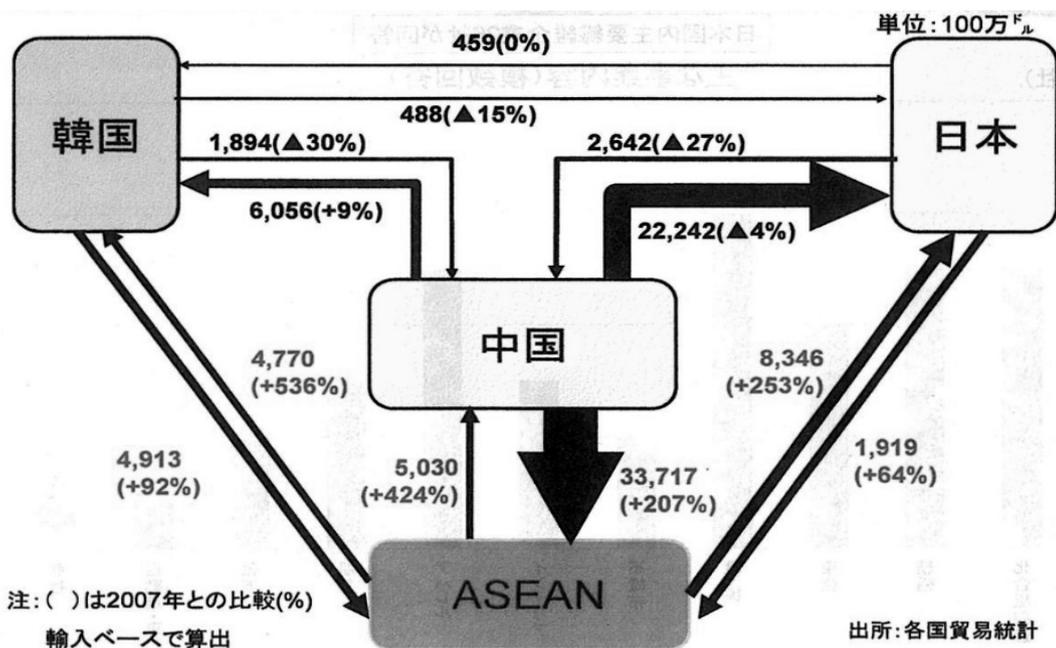
- 包括的かつ高いレベルのFTAを目指す
- WTOルールと整合的である
- バランスのとれた成果とウィン・ウィン・ウインの状況を目指す
- 各国のセンシティブ分野にしかるべく配慮しつつ、建設的かつ積極的に交渉を行う

3. 今後の予定

- 次回(第12回)会合(局長/局次長級会合及び首席代表会合)を調整中(於:日本)。

2017年4月：第12回交渉会合（首席代表会合）（東京）
 2018年3月：第13回交渉会合（首席代表会合）（ソウル）

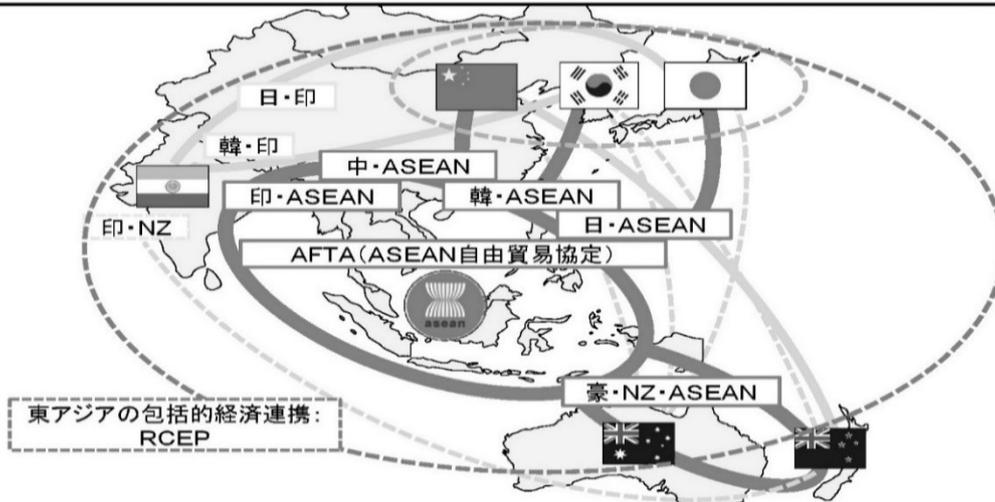
東アジアの繊維貿易フロー（2016年）





中韓FTA発効を踏まえたアジア貿易自由化への影響

・東アジアにおけるFTAネットワークは、2010年までにASEANを軸にほぼ完成
 ・今後、ますますASEANを基軸としたサプライチェーンの拡大が加速すると考えられ、それと共に重要な生産、開発拠点もASEANに移動する可能性あり



10

● 日・RCEP経済連携協定について

東アジア地域包括的経済連携(RCEP)について

<p>1. これまでの経緯</p> <p>RCEPとは、既にASEANと「個々」にEPA/FTAを有する日中韓印豪NZ6カ国が1つのEPAを目指すもの。毎年1回以上の関係会議を開催。2016年9月のASEAN関連首脳会議において、RCEP交渉の迅速な妥結に向けて、協調的な方法で更に交渉を強化することとされた。</p> <p>2011年11月：ASEAN首脳会議は、地域包括的経済連携枠組み(RCEP)を採択。</p> <p>2012年8月：ASEAN諸国とFTAパートナー諸国の経済大臣会合が開催され、「RCEP交渉の基本指針及び目的」を採択。</p> <p>2012年11月：ASEAN関連首脳会議において、「基本指針」を承認し、RCEP交渉立上げを宣言。2013年早期の交渉開始で合意。</p> <p>2013年5月：第1回交渉会合(於：ブルネイ)を開催。 8月：第1回閣僚会合(於：ブルネイ)を開催。 9月：第2回交渉会合(於：豪州)を開催。</p> <p>2014年：第3～6回交渉会合を開催。 8月：第2回閣僚会合(於：ミャンマー)を開催。</p> <p>2015年：第7～10回交渉会合を開催。 8月：第3回閣僚会合(於：マレーシア)を開催。 11月：ASEAN関連首脳会議(於：マレーシア)を開催。</p> <p>2016年：第11～16回交渉会合を開催。 8月：第4回閣僚会合(於：ラオス)を開催。 9月：ASEAN関連首脳会議(於：ラオス)において、RCEP首脳共同声明を发出。</p> <p>2017年：第17回交渉会合(於：日本)を開催。</p>	<p>2. 「RCEP交渉の基本指針及び目的」(2012年11月首脳会合)のポイント</p> <p>○ 交渉の原則(抄) 参加国の個別のかつ多様な事情を認識しつつ、既存のASEAN+1FTAよりも相当程度改善した、より広く、深い約束がなされる。</p> <p>○ 物品貿易 交渉は参加国の既存の自由化レベルを基礎として、(中略)高いレベルの関税自由化の達成を目指す。</p> <p>3. 「RCEP交渉に関する共同声明文」(2016年9月首脳会議)(抄)</p> <p>RCEP交渉の迅速な妥結に向けて、協調的な方法で更に交渉を強化するよう、閣僚及び事務方に指示する。</p> <p>4. 今後の予定</p> <p>2017年5月 第18回交渉会合(於：フィリピン)</p>
---	--

- 2017年5月：第18回交渉会合(フィリピン)
- 2017年7月：第19回交渉会合(インド)
- 2017年9月：第5回閣僚会議(フィリピン)
- 2017年10月：第20回交渉会合(韓国)
- 2017年11月：閣僚会合・首脳会合(フィリピン)

- 2018年2月：第21回交渉会合(ジョグジャカルタ)
- 2018年3月：中間関係会合(シンガポール)
- 2018年4月：第22回交渉会合(シンガポール)

RCEPの意義

1. RCEPが実現すれば、人口約34億人(世界全体の約半分)、GDP約20兆ドル(世界全体の約3割)、貿易総額約10兆ドル(世界全体の約3割)を占める広域経済圏が出現。
2. 世界の成長センターであるアジア太平洋地域経済との連携強化は、我が国が経済成長を維持・増進していくために不可欠。
3. 我が国の貿易総額に占めるFTA締結相手国との貿易の割合(FTA比率)が27%、(中国21.2%、韓国5.6%)増加し、日本再興戦略の目標達成(2018年までにFTA比率70%)に寄与。
4. 物品貿易(関税撤廃・削減等)に加え、サービス貿易、投資、知的財産等が含まれるため、これらの分野での我が国企業の活動を支援、地域におけるルール作りに貢献。
5. 広域のFTAが実現することにより、参加国間における貿易・投資が更に促進されるとともに、地域における効率的なサプライチェーンの形成等に寄与。

●日・コロンビア経済連携協定について

日コロンビアEPAについて




○2012年9月の日コロンビア首脳会談において、EPA交渉の開始に合意。
 ○2012年12月に第1回交渉会合、2013年5月に第2回交渉会合、同10月に第3回交渉会合、2014年2月に第4回交渉会合、同5月に第5回交渉会合、同7月に第6回交渉会合、同9月に第7回交渉会合、同10月に第8回交渉会合、同12月に第9回交渉会合、2015年3月に第10回交渉会合、同5月に第11回交渉会合、同7月に第12回交渉会合、同9月に第13回交渉会合を開催。

1. 今までの経緯

2011年9月：日コロンビア首脳会談において、EPAに関する共同研究開始を決定。

2011年11月～2012年5月：共同研究会合を全3回開催。

2012年7月：共同研究報告書の公表。

2012年9月：日コロンビア首脳会談において、日コロンビアEPA交渉開始に合意。

2012年12月：第1回交渉会合を開催。

2013年5月：第2回交渉会合を開催。

2013年10月：第3回交渉会合を開催。

2014年2月：第4回交渉会合を開催。

2014年5月：第5回交渉会合を開催。

2014年7月：第6回交渉会合を開催。

2014年9月：第7回交渉会合を開催。

2014年10月：第8回交渉会合を開催。

2014年12月：第9回交渉会合を開催。

2015年3月：第10回交渉会合を開催。

2015年5月：第11回交渉会合を開催。

2015年7月：第12回交渉会合を開催。

2015年9月：第13回交渉会合を開催。

2. 「日コロンビアEPA共同研究報告書」のポイント

○第3章 EPAの主要分野の分析

- ・センシティブな品目に対する現実的かつ柔軟なアプローチがとられるべき。
- ・貿易の促進と国内の農水産業及び農山漁村の健全な発展を両立させることに妥当な配慮を払うことが重要であり、このため、農水産品に関するセンシティブティについて現実的かつ柔軟なアプローチがとられるべき。

○第5章 結論

- ・EPAは、二国間の経済的な統合を更に促進。
- ・できるだけ速やかに交渉を開始することを提言。

2016年は事務レベルでの非公式会合を開催



●日・カナダ経済連携協定について

日カナダEPAについて

○2012年3月の日加首脳会談において、EPA交渉の開始に合意。
 ○2012年11月に第1回交渉会合、2013年4月に第2回交渉会合、同7月に第3回交渉会合、同11月に第4回交渉会合、2014年3月に第5回交渉会合、同7月に第6回交渉会合、同11月に第7回交渉会合を開催。

1. 今までの経緯

2010年11月 : 日加首脳会談において、経済連携に前向きに対処することで意見が一致。

2011年3月
～2012年1月 : 日加EPAに関する共同研究会合を全4回開催。

2012年3月 : 共同研究報告書の公表。

2012年3月 : 日加首脳会談において、日加EPA交渉の開始に合意。

2012年7月 : 日加EPA交渉準備会合を開催。
 2012年11月 : 第1回交渉会合を開催。
 2013年4月 : 第2回交渉会合を開催。
 2013年7月 : 第3回交渉会合を開催。
 2013年11月 : 第4回交渉会合を開催。
 2014年3月 : 第5回交渉会合を開催。
 2014年7月 : 第6回交渉会合を開催。
 2014年11月 : 第7回交渉会合を開催。

2. 「日加EPA共同研究報告書」のポイント

○第3章 EPAの主要分野の分析

- ・農林水産品の貿易促進と国内の農林水産業及び農山漁村の健全な発展を両立させることの重要性に十分配慮すべき。
- ・農林水産品に関するセンシティブリティについて、現実的かつ柔軟性のあるアプローチが採られるべき。

○第5章 結論

- ・包括的で高いレベルのEPAは、二国間の経済関係の更なる強化に資する。
- ・センシティブリティが双方に存在することに留意。

3. 今後の予定

次回(第8回)会合は、外交ルートを通じて調整中。

●NAFTA再交渉

4月19日と20日の2日間、ワシントンで米国、メキシコ、カナダの担当閣僚が北米自由貿易協定(NAFTA)についての協議を行った。3か国で生産された部品をどの程度使えば完成品の関税をゼロにするかを定める原産地規則はNAFTA再交渉において最大の争点となっているが、米国が85%を主張している自動車部品に関する調達率、NAFTAの継続を5年ごとに3か国で見直すサンセット条項などについて協議を継続し早期の合意を目指す。

●日・トルコ経済連携協定について

4月11日から13日、東京において9回目となる交渉会合が開催された。この会合においては、物品貿易、サービス、衛生植物検疫(SPS)、貿易に関する技術的障害(TBT)、ビジネス環境整備等の各分野について議論が行われた。

日トルコEPAについて



1. これまでの経緯

2011年11月：G20サミットにおいて、エルドアン・トルコ首相が野田総理に対し、日トルコ間のEPA/FTA締結に向けての期待を表明。

2011年12月：訪日中のババジャン・トルコ副首相が玄葉外務大臣との会談で、日EU間のEPA協議に並行して、日トルコ間でもEPA/FTAの協議を行いたい旨発言。

2012年7月：第1回日トルコ貿易・投資閣僚会合(玄葉外務大臣、枝野経済産業大臣、チャーラヤン・トルコ経済大臣)において、日トルコEPA共同研究の立上げに合意。

2012年11月：トルコ・アンカラで共同研究第1回会合を開催。

2013年2月：東京で共同研究第2回会合を開催。

2013年7月：共同研究報告書を公表。

2014年1月：日トルコ首脳会談で、EPA交渉開始に合意。

2014年6月：スコーピング協議。

2014年12月：第1回交渉会合を開催。(於：東京)

2015年4月：第2回交渉会合を開催。(於：トルコ)

2015年9月：第3回交渉会合を開催。(於：東京)

2016年1月：第4回交渉会合を開催。(於：トルコ)

2016年6月：第5回交渉会合を開催。(於：東京)

2017年1月：第6回交渉会合を開催。(於：トルコ)

2. 「日・トルコEPA共同研究報告書」のポイント

- 日EU・EPAとの関係
両者は、トルコ・EU関税同盟を念頭に置きつつ、日EU・EPA交渉と並行して交渉を行うことが必要との認識を共有。
- センシティブ品目の扱い
関税の撤廃に関し、双方は特定の農産品、水産品等のセンシティブリティを強調。
- 結論
特定の品目のセンシティブリティに留意しつつも包括的かつ高いレベルのEPAは両国に多大な利益をもたらす、経済関係を更に強化することを認識。両国がEPA交渉を開始することを提言。

3. 今後の予定

次回(第7回)会合は、外交ルートを通じて調整中。

2017年9月：第7回交渉会合(東京)

2018年1月：第8回交渉会合(トルコ)

2018年4月：第9回交渉会合(トルコ)



●特許公開情報

2018年4月に公開された織物の製造方法に関する、特許公開情報です。

特許電子図書館 HP: <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>

検索範囲: 4L048, D03D1/00~D03D27/00

[特許公開情報]

(2018年4月公開分)

< 4月分 >

項番	文献番号	出願人	発明の名称
1	特開 2018-067629	京セラ株式会社	電磁波シールド用積層接着シートおよびその接着方法
2	特開 2018-066106	ボード・オブ・リーエンツ, ザ・ユニバーシティ・オブ・テキサス・システム (米国)	ナノファイバーのリボンおよびシートならびにナノファイバーの撚り糸および無撚り糸の製造および適用
3	特開 2018-066094	中村 清美 (福井県)	原糸を内包した織物とその製造方法
4	特開 2018-066086	株式会社豊田自動織機	R T M成形用繊維プリフォーム及び繊維強化複合材
5	特開 2018-066085	サカイオーベックス株式会社	開織系織物
6	特開 2018-066078	富士通株式会社	筐体材料及びその製造方法、ウェアラブル筐体及びその製造方法
7	特開 2018-066075	伊澤タオル株式会社	タオルハンカチ
8	特開 2018-065451	横浜ゴム株式会社	空気入りタイヤ
9	実登 3215853	總成實業股▲フン▼有限公司 (台湾)	再生織物構造およびニットアッパー生地
10	特開 2018-062714	ユニチカトレーディング株式会社	吸水速乾性織編物
11	特開 2018-059253	K Bセーレン株式会社	サイドバイサイド分割型複合繊維及びそれを用いた生地の製造方法
12	特開 2018-059216	K Bセーレン株式会社	海島型複合繊維およびそれからなる布帛
13	特開 2018-059215	K Bセーレン株式会社	布帛
14	特開 2018-059214	K Bセーレン株式会社	海島型複合繊維及びそれを用いた布帛
15	特開 2018-058505	横浜ゴム株式会社	空気入りタイヤ
16	特開 2018-057499	西川産業株式会社 他	タオルケット、タオルケットの製造方法、及びタオル
17	特許 6310626	東洋紡 S T C 株式会社	耐擦過摩耗性及び耐スナッグ性に優れた伸縮性織物
18	特開 2018-053415	東洋紡 S T C 株式会社	多葉型単糸を有する高密度織物

19	特開 2018-053414	ユニチカトレーディング株式会社	混織交絡糸、その製造方法、及び混織交絡糸を用いた織編物
20	特開 2018-053407	ユニチカトレーディング株式会社	低通気性織物
21	特開 2018-053405	東レ株式会社	扁平断面ポリヘキサメチレンアジパミド繊維および繊維製品
22	特開 2018-053390	東レ株式会社	ポリエステル中空繊維
23	特開 2018-053377	東レ株式会社	ポリアミド短繊維及びその製造方法

4月の行事

- 4月 5～6日…… 第6回綿織物産地素材展(東京・文化ファッションインキュベーション)
- 4月23日……… 綿スフ工連・綿工連・一般財団法人日本綿スフ機業同交会3団体について
監事監査(東京)

5月以降の行事

- 5月 9～10日……JFW-Premium Textile Japan 2019S/S(東京国際フォーラム)
- 5月 9日……… 第119回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)
- 5月11日……… 綿スフ工連・綿工連理事会(大阪・綿業会館)
- 5月12日……… 綿工連綿's倶楽部委員会(大阪・綿業会館)
- 5月25日……… 綿スフ工連・綿工連通常総会・理事会、一般財団法人日本綿スフ機業同交
会理事会・評議員会(大阪・綿業会館)
- 6月12日……… SCM 推進協議会総会(TFTビル)
- 6月15日……… 第120回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)
- 6月29日……… SCM 推進協議会取引改革委員会(TFTビル)
- 7月24日……… 織産連常任委員会(霞ヶ関ビル)
- 9月27～28日……綿スフ工連広幅先染専門委員会(九州産地)
- 11月 9日………近畿以西事務局会議(九州産地)



“ジャパン・コットン・マーク”は
優れた国産綿素材製品の証明です

**JAPAN
COTTON**



Pure Cotton

ビュア・コットン・マーク

**JAPAN
COTTON**



Cotton Blend

コットン・ブレンド・マーク

国産綿素材の優れた品質をアピールして需要振興を
図るため、国内で製造した綿素材の織物を使用した
繊維製品に対してジャパン・コットン・マークの表示を
推進しております。

